

証人申請、持ち越す

水俣病 裁判 患者側、計画書を提出

水俣病裁判の第八回口頭弁論は十八日午後一時半から熊本地裁民

事三部斎藤次郎裁判長係りで開かれた。この日は原告の患者側が証人申請を行なうはずだったが、準備が整わず「公害問題、水俣病におけるチッソ側の過失を立証するため五十六人にのぼる証人申請する」という立証計画書と、チッソが所持する文書の提出命令申請書を提出しただけで三十分で終わった。次回二月五、六日に予定されている証人調べの証人については

一月二十日までに決めることになった。

この日原告弁護団が出した立証計画書によると、因果関係については書証（熊本水俣病研究班による「水俣病」など）で足るとしており、公害全般について四人（このうち水俣病については日吉フミ子水俣病市民会議議長、原田正純熊大講師）、過失を立証するものとして①水俣工場の危険性の立証（申請証人十七人）②廃液の危険性の兆候（二十人）③廃液処理の

必要性と調査の怠り（十人）④水俣病研究妨害（五人）―の計五十二人、総計五十六人の証人を申請する方針を明らかにした。しかし個々の証人との交渉が進んでおらず、実際の証人申請は一月二十日までに進行することになった。被告側は第七回口頭弁論で喜田村正次神戸大教授ら十三人の証人を申請済み。

また原告側は会社が持っている「水銀台帳」「水俣漁協との漁業補償契約書」など七点の文書の提出命令を申請した。これに対し被

告側は基本的な考えとして提出できるものは任意に出すつもりだが個々については検討して回答すると答えた。

なお一月八、九日に予定されている工場、患者の検証について斎藤裁判長は「原告でない患者（リハビリテーションセンター）に入院中の一任派の患者）については、保護者から検証をしないではいとの要望が裁判所に出されているので行なうことはできない」との態度を明らかにした。

必要性和調査の怠り（十人）④水俣病研究妨害（五人）―の計五十二人、総計五十六人の証人を申請する方針を明らかにした。しかし個々の証人との交渉が進んでおらず、実際の証人申請は一月二十日までに進行することになった。被告側は第七回口頭弁論で喜田村正次神戸大教授ら十三人の証人を申請済み。

また原告側は会社が持っている「水銀台帳」「水俣漁協との漁業補償契約書」など七点の文書の提出命令を申請した。これに対し被

告側は基本的な考えとして提出できるものは任意に出すつもりだが個々については検討して回答すると答えた。

なお一月八、九日に予定されている工場、患者の検証について斎藤裁判長は「原告でない患者（リハビリテーションセンター）に入院中の一任派の患者）については、保護者から検証をしないではいとの要望が裁判所に出されているので行なうことはできない」との態度を明らかにした。

必要性和調査の怠り（十人）④水俣病研究妨害（五人）―の計五十二人、総計五十六人の証人を申請する方針を明らかにした。しかし個々の証人との交渉が進んでおらず、実際の証人申請は一月二十日までに進行することになった。被告側は第七回口頭弁論で喜田村正次神戸大教授ら十三人の証人を申請済み。

また原告側は会社が持っている「水銀台帳」「水俣漁協との漁業補償契約書」など七点の文書の提出命令を申請した。これに対し被

告側は基本的な考えとして提出できるものは任意に出すつもりだが個々については検討して回答すると答えた。

なお一月八、九日に予定されている工場、患者の検証について斎藤裁判長は「原告でない患者（リハビリテーションセンター）に入院中の一任派の患者）については、保護者から検証をしないではいとの要望が裁判所に出されているので行なうことはできない」との態度を明らかにした。